空き家情報バンク手続きのご案内



空き家情報バンクは、管理不全な空き家の発生を予防するとともに空き家の利活用の推進を図るために、伊勢崎市内における空き家の情報を登録し、空き家の購入又は賃借を希望する者にその情報を発信する仕組みです。

伊勢崎市

1 登録の要件

- (1) 協力事業者が、代理し、又は仲介すること。
 - ※協力事業者は、本市の空き家対策協力会員名簿に登載されており、所有者等の代理又は仲介を行う宅地建物取引業者です。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) 第14条第2項の規定による勧告を受けていないこと。

2 登録の対象となる方

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、登録する空き家が借地に所在する場合又は共有である場合は、当該借地の所有者等又は当該空き家の共有者から空き家情報バンクの登録に係る同意を得た者に限る。
 - ア 当該空き家の所有者等(所有権その他の権利により、当該空き家の売 却又は賃貸を行うことができる者)であること。
 - イ 当該空き家の所有者等と媒介契約を締結した協力事業者であること。
- (2) 伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2条 第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこ と。

3 登録の対象となる空き家

(1) 空き住宅

市内に所在する住宅又は併用住宅(住宅で店舗等の用途を兼ねるもののうち、店舗等の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。)であって、現に居住の用に供されていないもの(近く居住の用に供されなくなるものを含む。)をいう。ただし、共同住宅(長屋を含む。)を除きます。

(2)空き店舗等

市内に所在する店舗、事務所又は併用住宅(住宅で店舗等の用途を兼ねるもののうち、店舗等の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1以上のものをいう。)であって、現に使用されていないもの(近く使用されなくなるものを含む。)をいう。

※長屋形式のものについては、一棟全体が使用されていない場合のみ登録できます。

4 登録空き家の公表

市のホームページ及び市民情報コーナーで公表します。

※伊勢崎市では、空き家情報バンクの他に全国版空き家・空き地バンクに も物件情報を掲載することができます。

5 手続き

(1)登録申請

事前相談の上、次の提出書類をご提出ください。

※市街化調整区域に所在する場合は、事前に建築指導課へお問い合わせく ださい。

【提出書類】

- ・空き家情報バンク登録申請書(様式第1号)
- 所有者等同意書(様式第2号)
- 土地所有者等同意書(様式第3号)
 - ※借地に所在する空き家又は共有の場合のみ
- ・空き家情報バンク登録カード(様式第6号)
 - ※申請時に協力事業者の推薦を市に依頼をした場合は、協力事業者が 決定後にご提出ください。
- 空き家の所有者等との媒介契約書 ※協力事業者が申請する場合のみ

【提出窓口】

建設部住宅課(市役所本館3階30番窓口)

午前8時30分~正午、午後1時~午後5時15分まで

- ※郵送、メールでの申請も可能です。
- 送付先: 〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目 410 伊勢崎市役所住宅課空家対策係 宛
- ・メール: juutaku@city.isesakj.lg.jp

メールの場合、押印が必要な様式はスキャンしPDFで送付してください。

【登録決定】

申請内容審査後、登録決定を行います。

なお、登録期間は登録日から2年間です。

(2)登録の変更

公表している登録事項に変更が生じたときは、速やかに次の書類をご提出ください。

【提出書類】

・空き家情報バンク登録事項変更届出書(様式第8号)

(3)登録の取り消し

空き家情報バンクの登録を取り消し希望する場合には次の書類をご提出ください。

【提出書類】

- ・空き家情報バンク登録取消届出書(様式第10号)
- ※登録要件等を満たさなくなったことが判明した場合、届出によらず登録を取り消す場合がありますのでご了承ください。

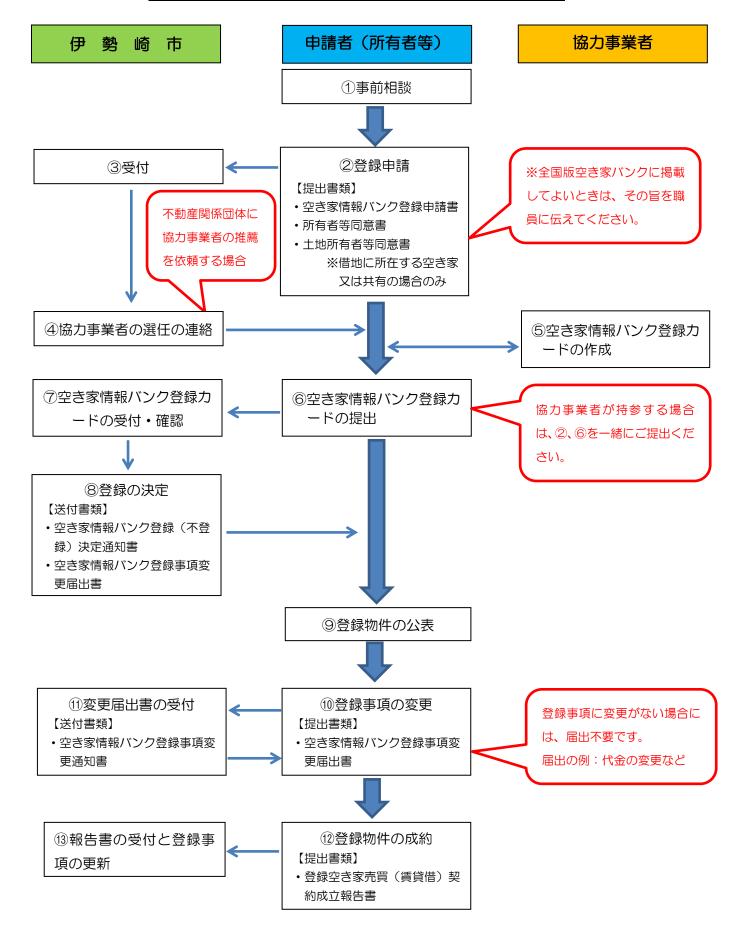
(4) 成約報告

契約が成立した空き家は、公表している登録事項を変更し、成約物件と してホームページへ掲載いたします。

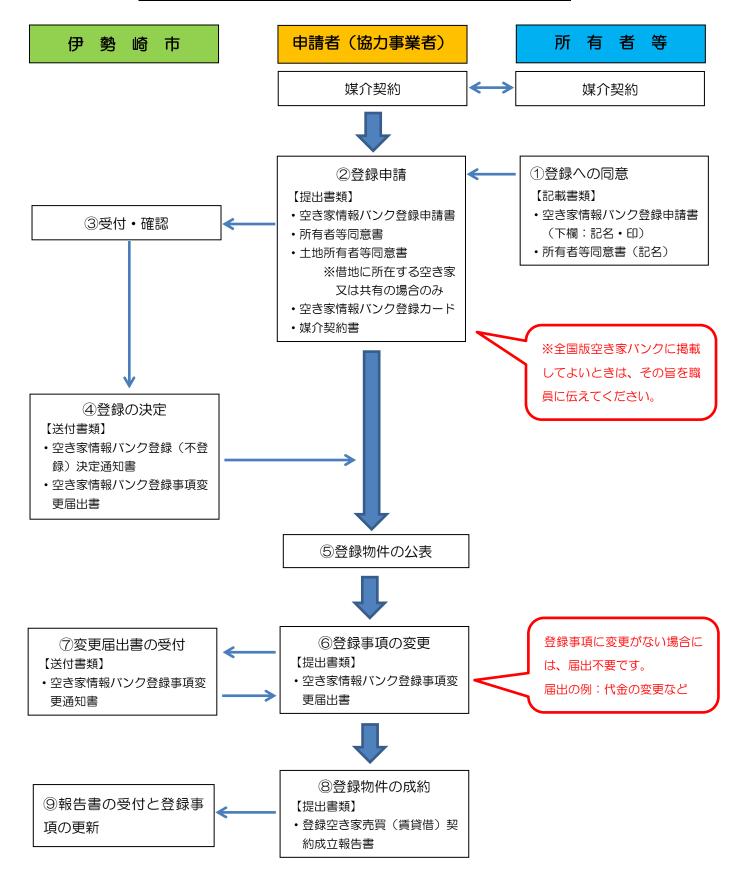
【提出書類】

・登録空き家売買(賃貸借)契約成立報告書(様式第13号)

空き家情報バンク登録手続き(所有者等が申請する場合)



空き家情報バンク登録手続き(協力事業者が申請する場合)



空き家情報バンク登録申請書

(処先)伊	「努崎巾長					
		えんの場合、 ・称及び代表	者の氏名	住 所 (〒000-0 00県00市 00 00	〇〇町〇〇
	情報バンクの登録をした い次のとおり申し込み		伊勢崎市空き		業実施要綱第二次」や合計	5条第1項
所在地	伊勢崎市			だけの	記載も可	
		建物分	100万円		賃料	円/月
取引の種別	☑売却希望額	土地分	500万円	□賃貸希望額	敷 金	箇月分
		合 計	600万円		礼 金	箇月分
登記	☑登記済み □未登記	建物の 種類	☑住宅 □併月	用住宅 □店舗 □	事務所	
	1 次の協会から	3. 11. look 3. see 11	とす。	□群馬県宅地建物	取引業協会	

・当該空き家所有者等との媒介契約書 ※協力事業者が申請する場合のみ ※1 登録を希望する空き家の代理又は仲介に係る協力事業者については、本市の空き家対策協力会員名簿に登載された事業者に限ります。

住

者 名

連絡先

・土地所有者等同意書(様式第3号)※借地に所在する場合又は共有者がいる場合のみ

所

※2 登録期間は、原則として登録日から2年です。

2 次の協力事業者を希望します。

· 所有者等同意書(様式第2号)

【同意事項】協力事業者が申請する場合

協力事業者

※1か2を選択

添付書類

申請者が、上記物件について空き家情報バンクに登録することに同意します。

推薦を依頼する場合、

希望する協会に✓

・登録を希望する空き家の所有者等を確認できる書類

所有者等 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

□全日本不動産協会群馬県本部

氏名〇〇〇〇

E

年 月

H

様式第2号(第5条関係)

所有者等同意書

(宛先) 伊勢崎市長

私は、伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱を遵守し、次の事項に同意します。

- ・登録事項については、個人の住所、氏名及び電話番号を除き、協力事業者への 情報提供及び空き家情報バンクで公表することに同意します。
- ・申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出ることに同意します。
- ・空き家情報バンクへの登録決定に当たり、空き家の所有者等の住民基本台帳及 び固定資産台帳を照会することについて同意します。
- ・市長が当該空き家の売買又は賃貸借に係る交渉等に関与しないことに同意します。

○○年○○月○○日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 氏 名 〇〇 〇〇 様式第3号(第5条関係)

土地所有者が空き家の所有者等と異なる場合又は空き

○○年○○月○○日

(宛先) 伊 家が共有名義等になっている場合に提出してください

所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 同意者 住 名 ()()() 氏 電話番号 0000-00-000

土地所有者又は共有者や相続人

土地所有者等同意書

私は、次の所在地の空き家について、申請者が空き家情報バンクの登録を申請すること に同意し、問題が発生した場合は、申請者と解決します。

なお、空き家情報バンクの登録決定に当たり、空き家とその土地の所有者等の住民基本 台帳及び固定資産台帳を照会することについて同意します。

1 空き家所在地 伊勢崎市○○町○○番地○○

申請者 2 申請者 住 所 ○○県○○市○○町○○ 氏 名 00 00 0000-00-000 電話番号

- 3 申請者との関係
 - (1) | 空き家が所在する土地の所有者
 - (2) 空き家の共有者
 - (3) その他 🗸

相続登記が終わっていない場合は、(3)その他のカッコ内に「空き家の相続 人」と記載してください。

)

【注意】原則,相続登記を行った上で申込していただくようお願いしております。 しかしながら、登記手続きに時間を要する場合もあることから、相続関係人全員の 合意がとれている場合に限り、空き家情報バンクへの登録を受け付けています。(相 続人からの申請時は、相続関係説明図や戸籍等の相続関係が分かる書類の提出をお 願いする場合があります。) また、相続登記が完了していないと次の方への所有権 移転登記手続きが開始できません。空き家バンクへの登録と並行して、相続登記の 手続きは順次進めていただくようお願いします。

伊勢崎市空き家情報バンク登録カード

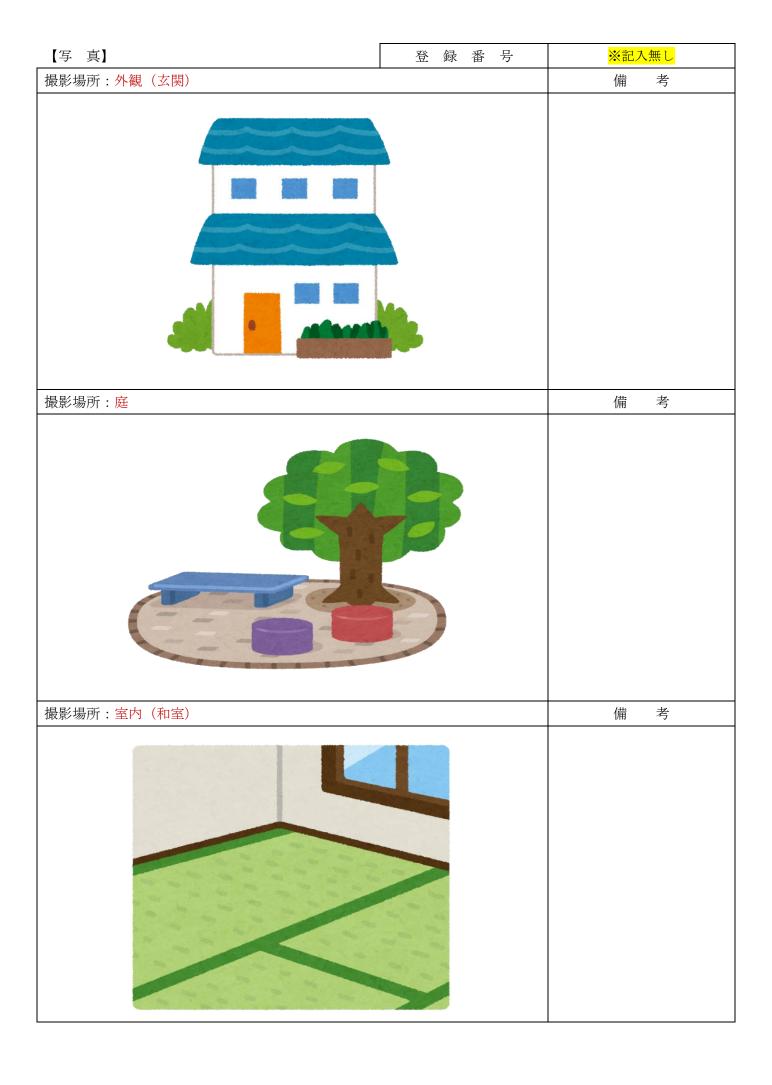
所在地	伊勢崎市 ○○町 ※町名まで				登録番号 ※記入無し					
	(住所) 伊勢崎市○○町○○番地				(協力事業名)○○不動産					
協力事業者 ※ 1	(免許番号) 第○○○○○号				(連絡先) 〇〇〇一〇一〇〇〇					
	(メール)	アドレス) 〇〇〇	000@0	0000	(URL) 000000000					
		建物分	100万		口任件	賃	料(月額)	円 円		
取引の種別	☑売却 希望額	土地分		500万円	希望額	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	き店舗竿の場	合は協力事業者欄		
	加至帜	合 計		600万円			記入しないで			
都市計画区域の別	(用途地域)	☑市街化区域	☑市街化区域(第1種住居区域) □			t L				
土地面積		1 6 5 m²	建物面積	1階	54.6	5 m²	2 階	39.78 m²		
上地山頂	(50坪)	建物面值		(19.6	坪)	2 76	(12 坪)		
登記	☑登記済	み □未登記	建物の	☑住宅	□併用住宅		空き家状態	昭和 62 年頃から		
			種類	□店舗	□事務所		の時期			
建築年	昭和	10年9月	構造		経量鉄骨 □鉄筋コンクリート)		間取り	5 D K		
	電 気	□引込み済み ☑ その他 ()								
	ガス	☑プロパン	プロパン □都市ガス □その他()							
	台 所	☑ガス □電気 □IH / コンロロ数 (ロ)								
設備の状況	風 呂	☑ガス □電気 □灯油 / 追いだき (□有 □無)								
	水道	☑上水道 □簡易水道 □その他 ()								
	排水	□下水道 ☑浄化槽 □その他()								
	その他 物置あり (10 ㎡)									
改修等の必要	□解体が必要 □ 改修不要 ☑ 改修必要(改修箇所: ○○部分))		
改修費等負担	□ 売主の負担 ☑ 買主の負担 □ 借主 □貸主									
特記事項 ※1 欠き店毎	※抵当権の設定がある場合や相続登記が必要な場合は特記事項へ記載してください。 上舗竿の提合は、記載しないでください、利田老は、空き店舗竿利田紹介佐頓書を提出してください。									

【市記入欄】<mark>※記入無し</mark>

		•					
受付日	年	月	目	現地確認日	年	月	日
登録日	年	月	目	登録期限日	年	月	日
登録抹消日	年	月	目				

【間取図】					登録番号	※記入無し
1 F						
						
						
	浴室	洗面	階段	D	• K 6 帖	
			UP			
			C 1			
	玄関	押入				
	2.154	417				
	.19 -		室6帖	居	間8帖	
	ポーチ	床の間				
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2 F						
			階段			
		洋室3帖	H X	クローク	7	
		11 32 9 16	DOWN			
				ļ		
		洋室 (6帖	洋	室10帖	
				ベランダ		

※図面と現況が異なる場合は現況を優先します。



伊勢崎市空き家情報バンクの仕組み (所有者が申請する場合)

